

定款

平成23年12月19日制定

平成28年2月18日改定

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人国家ビジョン研究会と称する。

(本店の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町2丁目9番6号十全ビル303号室に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、政治・行政・経済分野の諸々の社会制度改革等を同時かつ速やかに成し遂げるため、不偏不党の立場から政治を支える知的集団を増強し、日本の政治への発信機能と政策形成機能の強化に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前掲の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 政策立案・政策案の実現可能性の評価・検討
2. 政策案の効果検証
3. 講演会・シンポジウム・セミナー・勉強会・イベント等の企画、制作及び運営
4. 書籍・雑誌・定期刊行物の出版
5. メディアを利用した啓蒙活動
6. 政治・行政・経済分野における提言
7. 上記各号に附帯する調査・研究、その他一切の事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、入会した個人。

(2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人又は団体。

(入 会)

第 7 条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により理事会に申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 8 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 正会員を除くその他の会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第 9 条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ること、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。

(2) すべての正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は当法人が解散したとき。

(社員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の経費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構 成)

第 13 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事・監事の選任又は解任
- (3) 理事・監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、正会員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 すべての正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(代 理)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(役員)

第 23 条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3 名以上

(2)監事 1 名以上

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 理事若しくは監事が第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 29 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 30 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、記載された理事の順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第 38 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

2 理事は、当法人の業務を分担執行する。

第 7 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 39 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第 40 条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第 41 条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものと

第 8 章 計算

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月末日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表社員がその内容を定時社員総会に報告しなければならず 3 貸借

対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 44 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解 散)

第 46 条 当法人は、次の事由により解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 正会員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第 47 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

附 則

この定款は平成28年2月18日から施行する。